

防地在（事）第170号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条の規定に基づく
損失補償算定基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条の規定に基づく
損失補償算定基準

(評価算定の時期)

- 1 補償額は、被害事実発生の際の価格により算定する。

(農業、林業又は漁業の損失補償)

- 2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「法」という。）第13条第1項の農業、林業又は漁業を営んでいた者が、その事業の経営上損失を被った場合の損失補償については、駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）を準用し、その補償額を算定する。ただし、その損失につき同条以外の法の規定による措置で救済されるものを除き、被害軽減措置を講じ、又は原状回復を図るための損失補償については、3に定めるところによる。

(被害軽減措置又は原状回復)

- 3 被害軽減措置若しくは原状回復のための工事又は役務等の実施を要するときは、法第13条の行為との関係の存する限度において、当該工事又は役務等のための次の費用の合計額を補償する。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 機械器具損料
- (4) 運搬費
- (5) 諸経費

(船舶運航事業等の損失補償)

- 4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第16条の船舶運航事業又は内航運送業を行う者が防潜網の設置又は維持により被った事業の経営上の損失の補償額は、当該事業者につき、その設置前3箇年度の所得税課税の計算の基礎となった事項と当該年度の所得税課税の計算の基礎となった事項等とを比較勘案して算定する。

(実施細目)

- 5 この算定基準の実施上必要な細目については、必要の都度、地方協力局長がこれを定める。

(例外規定)

- 6 この算定基準による算定が著しく公平を欠くと認められるときは、防衛大臣の承認を得て、個々の実情に応じた補償額の算定をすることができる。